

策 定	平成5年12月
変 更	平成8年3月
変 更	平成13年5月
変 更	平成15年4月
変 更	平成15年12月
変 更	平成18年3月
変 更	平成19年4月
変 更	平成22年3月
変 更	平成24年7月
変 更	平成26年6月
変 更	令和2年11月
変 更	令和5年6月
変 更	令和8年 月

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
(変更案)

令和8年 月
富 山 県

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	農業・農村をめぐる現状	1
2	富山県農業・農村振興の基本方針【富山県農業・農村振興計画（令和8～12年度）】	1
(1)	農業の人材確保・育成と生産性向上	1
(2)	持続可能な農業生産	3
(3)	食のとやまブランドの推進による消費・販路・輸出拡大	3
(4)	ワクワクする農山漁村の持続的な発展と都市との交流	4
(5)	災害に強い農業用施設の整備	4
(6)	消費者が「生産」を支える機運の醸成	5
3	農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向	5
4	育成すべき効率的かつ安定的な農業経営	5
5	担い手を補完する体制づくり	6
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	7
(1)	新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標	7
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標	7
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	8
1	農業経営の発展指標	8
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	11
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	12
第4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施	13
1	農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	13
2	関係機関との連携・役割分担の考え方	13
(1)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	13
(2)	認定農業者等の経営体の育成	14
(3)	その他	15
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	16
第6	効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	16
1	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	16
(1)	地域計画推進事業	17
(2)	農用地利用改善事業	17
(3)	農地中間管理事業等	18
(4)	委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業	18
(5)	その他の事業	18
2	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	18

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 農業・農村をめぐる現状

本県は、日本のほぼ中央部に位置し、東京・大阪・名古屋の三大都市圏からほぼ等距離にあり、また、北東アジア地域のほぼ中央部に位置している。地形的には、周囲を山岳と海洋に囲まれ、豊かな水の循環により、美しい自然環境を形成している。

本県では、コンパクトな地形を活かして、農業と工業が一体として発展してきた。このことにより、農村は、多種多様な職業の人々が居住する混住社会へと変貌してきた。農業においては、豊富な水と早くから整備された農業基盤を有効に活用し、水稻を中心とした水田農業が営まれてきた。

本県の総農家数は毎年減少傾向にあり、平成7年(54,067戸)から令和7年(12,767戸)の30年間で4分の1以下に減少しているが、これは、集落営農の組織化や担い手への農地集積を推進してきたことも要因である。また、農業者の高齢化はピークを越え平均年齢が低下し始めたが、基幹的農業従事者に占める高齢者(65歳以上)の割合は81.0%と依然として高く、後継者不足が顕著化している。

耕地については、水田率が95.3%(R7)と全国一となっている。また、農業農村整備は、全国に先駆けて取り組み、特に30a以上の区画のほ場整備は、令和6年度までに86.0%に達するなど、その整備水準は全国でもトップクラスにある。農地の流動化面積は、昭和55年以降着実に伸びており、担い手への農地利用集積率は、令和7年度では、71.7%に達している。一方で、耕地面積は、全国の中では穏やかであるものの、昭和38年をピークに減少を続けており、中山間地域を中心として、荒廃農地の増大が懸念されている。

農業産出額は、昭和59年の1,359億円をピークに減少し、令和5年で588億円となった。令和6年は米の不足感から米価が高騰したことにより、832億円と増加している。農業産出額の77.8%を米が占め、米に大きく依存した農業構造となっている。

2 富山県農業・農村振興の基本方針【富山県農業・農村振興計画(令和8~12年度)】

人口減少による農業従事者の減少と高齢化・国内マーケットの縮小、地球温暖化の進行と求められる環境への配慮、頻発化・激甚化する自然災害や能登半島地震の発生など、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、持続可能な農業を実現し、美しい農村を守り、富山の豊かな「食」を次世代につなぐことを基本理念とした「富山県農業・農村振興計画」に基づき、次に掲げる推進施策を展開するものとする。

(1) 農業の人材確保・育成と生産性向上

人口減少下で、農地を守り次世代につなげるためには、人材確保・育成と生産性向上が欠かせない。「稼げる」農業を実現する農業経営者の育成、誰もが働きやすい環境づくりや新規就農者の育成など地域農業の担い手の育成を図るとともに、サービス支援事業体や多様な人材の活躍により担い手を支える取組みを推進する。併せて、生産性の高い農業を実現するためのスマート農

業技術の導入やそのための農地整備を推進する。

① 稼げる農業の実現

- ・経営モデルの提示により「稼げる」具体的なイメージを醸成するとともに、経営診断や営農継続のための資源点検の実施

② 地域農業を支える担い手の確保・育成

-1 地域計画のブラッシュアップと実現

- ・担い手への農地集積・集約化
- ・農地情報や貸借意向等のデータベース化
- ・農業振興地域や農地転用許可制度の適切な運用による優良農地の確保
- ・荒廃農地の発生防止・解消

-2 新規就農者の確保・育成

- ・地域ぐるみでの新規就農者受入体制づくり
- ・農に接し農業を学ぶ機会の拡充による、職業としての農業の魅力発信

-3 とやま農業未来カレッジの機能拡充

- ・定員の増員や研修機能の拡充、実習棟の整備による実践的な研修の充実
- ・セカンドキャリアの就農支援としての研修体制の整備

-4 農業教育の充実

- ・農業高校生をデジタル人材として育成し、地域で活躍するサイクルを確立
- ・農業を取り巻く環境変化に対応できるよう、教育の高度化について検討

-5 地域営農体制への継続支援

- ・誰もが働きやすい職場づくりの推進
- ・第三者継承や参入を含めた企業との連携の推進
- ・集落営農の広域連携や農業者同士の交流の促進

③多様な農業人材の活躍

- ・農業支援サービス事業体の育成や短時間労働の活用、他産業との人材シェア
- ・農福連携等の推進、半農半Xなど多様な形態の営農参画

④生産性向上に向けた技術導入と生産基盤の強化

- ・スマート農業技術の導入や農業DXの促進、スマート農業人材の育成に向けた体制整備
- ・スマート農業技術に対応する基盤整備の推進

（２）持続可能な農業生産

気候変動による厳しい生育条件下で食料供給力を維持するため、高温耐性品種の作付け拡大など温暖化に対応した戦略的な米産地への転換、収益性の高い園芸品目の生産拡大と畜産物の生産基盤の強化を進めるとともに、有機農業など人と環境にやさしい農業の普及・実践により、持続可能な農畜産物の生産を推進する。

① 競争力ある農産物の生産

-1 温暖化に対応した戦略的な米産地への転換

- ・気候変動に対応した米産地への転換
- ・良質な種もみ生産体制の強化
- ・持続的な水田農業を実現するための共同利用施設の整備
- ・需要に応じた米生産の推進
- ・水田フル活用による非主食用米、大麦、大豆等の生産推進

-2 園芸作物の生産力強化・拡大

- ・新規就農者等から「選ばれる」園芸産地の育成
- ・経営体のタイプに応じた園芸メガファームの育成
- ・新たな生産技術や ICT 活用の推進
- ・スマート農業技術を活用した水田園芸の拡大
- ・他産業との連携等による販売環境の強化

-3 畜産物の生産基盤の強化・拡大

- ・畜産経営コストの削減、生産基盤の強化
- ・経営競争力の強化、新たな担い手確保
- ・地域と調和した畜産経営の推進

② 人と環境にやさしい農業の普及拡大

- ・化学肥料・農薬の使用低減や有機農業の推進
- ・堆肥の活用等、地域と連携した循環型農業の推進
- ・「とやまGAP」（令和6年改訂）の普及・定着促進

（３）食のとやまブランドの推進による消費・販路・輸出拡大

安全な農林水産物の供給と安全確認体制の強化や、付加価値の高い商品・サービスの開発、農林水産物等の輸出促進など「食のとやまブランド」の推進により、販路の開拓・拡大による生産者の所得向上を図る。

① 安全な食の提供と付加価値の向上

- ・農林水産物の生産段階における安全確保、HACCAPの普及・定着促進
- ・職の安全に関するリスクコミュニケーションの推進、食品表示の適正化
- ・マーケットインに対応する、生産者・食品産業・流通のプラットフォームや県内サプライチェーンの構築
- ・地域資源を活用した高付加価値な商品やサービスの創出・提供を促進

② インバウンド・輸出による販売拡大

- ・品目ごとの対策による本県の強みを生かした海外市場開拓
- ・幅広い品目の生産者が輸出に取り組みやすい環境づくりを支援
- ・観光振興と連携したインバウンドによる食関連消費の拡大

(4) ワクワクする農山漁村の持続的な発展と都市との交流

農林漁業体験や農泊など都市と農村の交流拡大による関係人口の拡大や、多様な人々の関わりによる地域の活性化を推進し、中山間地域等の農業生産活動の継続や集落機能の維持・強化を図るとともに、豊かな地域資源を活用した快適で魅力ある農村の創造を目指す。

① 農村コミュニティの維持・強化と関係人口の創出

- ・農村RMOを核とした多様な人材による農村コミュニティの維持・強化
- ・関係人口の創出や二地域居住の推進
- ・援農等の地域外の人材や企業等の協働活動への参画といった関係人口の拡大・深化により、持続可能な農村地域を構築
- ・食や歴史、景観など地域資源の発掘とブラッシュアップや農泊の推進による収益向上

② 中山間地域の活性化

- ・農業生産活動の継続を図り、地域の特性に合わせた農産物の生産や販路開拓を支援
- ・地域の実情に応じた最適な土地利用となる取り組みを支援
- ・効果的な鳥獣被害防止対策の推進（鳥獣捕獲のDX化など）とジビエ利活用

(5) 災害に強い農業用施設の整備

気候変動による災害リスクが増大する中、農業水利施設の計画的・効率的な保全と、農地や農業水利施設の防災・減災対策により、県民の生命や財産を守る。農村環境保全活動を支援し、農業・農村の多面的機能の適切な発揮を後押しする。

① 災害に強い農業施設の整備

- ・最新技術を活用した農業水利施設の予防保全を加速化
- ・気候変動に対応した生産基盤の防災・減災機能の維持・強化
- ・平時の的確な施設点検や災害時の迅速な情報共有が行える体制を整備

② 安全・安心な暮らしの確保

- ・農業用水路への転落事故防止対策の検討及び安全対策の推進
- ・農業・農村が有する多面的機能が維持発展されるよう、地域ぐるみによる農用地、農業用水の保全管理

(6) 消費者が「生産」を支える機運の醸成

持続可能な農業の実現には農業者だけでなく消費者の関わりも重要であり、広く県民へ農業生産の現状や農業の持つ社会的意義を伝え、「食」に対する理解を深めるとともに、自分事として関わることを促す。

○「買って食べて」応援する行動変容の促進

- ・合理的な価格形成への理解醸成、農業の持つ社会的意義の周知
- ・小さい頃から農業に親しむ教育や継続的な経験の提供
- ・生産者と消費者の交流等による相互理解の促進
- ・地産地消や食品ロス対策を含めた食育の推進

3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

農業を今後とも、県民のいのちとくらしを支える基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に展開していくことにより、本県農業の持続的な発展を図ることが重要である。

このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、令和 12 年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対して、集落・地域での話し合いに基づき市町村が作成する「地域計画」に則した農用地の利用集積をはじめ、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、農地を継続的に利用する意向を持つ中小規模の経営体や副業的・自給的な農業に従事する者などの地域農業を支える多様な人材を含めた集落・地域の話し合いをもとに、農業協同組合などの関係団体等による地域農業の維持・発展のための営農体制づくりなどを進めるものとする。

4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

本県において、目標とすべき農業経営としては、

- ・令和 12 年までの間で実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
- ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備
- ・常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する 2,000 時間程度の水準の達成

を図りつつ、地域他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

なお、農業所得については、新たに農業を志す若者が魅力を感じられるよう、担い手の経営規模や段階的な経営発展に応じ目標金額を設定し、全産業の給与額平均の上位水準をめざす。

【標準タイプ】…主たる従事者一人あたりの年間所得水準：おおむね 500 万円

【発展タイプ】…主たる従事者一人あたりの年間所得水準：おおむね 1,000 万円

（既に 500 万円程度の所得がある大規模主穀作経営体や園芸等の認定農業者でさらなる所得向上をめざす経営体）

この目標を達成するため、地域の実情に応じた補助事業の利用や、農地中間管理事業等の活用により認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織の合併・広域連携、新規就農者を含めた周辺の担い手との連携による経営規模の拡大などにより、構成員の世代交代や雇用による労働力の確保を促進する。

また、主穀作に園芸作物等を取り入れた経営の複合化や、園芸、畜産経営での高収益作物等の導入や ICT 技術の活用などを推進し、農業所得の向上と経営の体質強化を図る。このため、引き続き、個別経営体や集落営農組織の法人化を進め、企業的な経営管理等による経営体質の強化や新たな人材の受け入れ、農業への参入を希望する企業との連携による経営の円滑な継承等による持続的な発展を図る。

加えて、農作業の省力化や環境への負荷軽減に資するスマート農業技術の普及を行うことで労働時間の削減を進め、性別を問わず働きやすい就業環境の整備を行うことで農業従事者の定着を図る。

さらに、米消費が減少するなか、消費者ニーズを把握し対応することや産地・地域ごと、あるいは個別に販売戦略を構築するなどマーケティングの強化と地産地消の推進を図り、消費拡大や販売量の増大等を通じて経営体の育成・強化に資する。

5 担い手を補完する体制づくり

効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、農業協同組合、市町村農業公社等の農作業受託組織の育成、農業支援サービス事業体の育成と活用、広域基幹施設の整備を図る。また、多様な人材を確保するため、スポットサービスをきっかけとした将来の担い手となる人材の確保、雇用就農の促進、農福連携等の推進、農業体験機会の提供や就農支援情報を発信するほか、兼業農家等の子弟に対して農地等の承継・活用に関する理解を深める機会を提供するなど地域農業に対する関心を高める取り組みを行う。

今後の施策展開に当たっては、種々の情勢変化にも柔軟かつ機敏な調整機能を発揮しながら、農業者の主体的な取組みを喚起するものとする。また、関係者それぞれが期待される役割を確実に担い、相互の連携を密にして、「富山県農業・農村振興計画」の着実な推進に向けて積極的に取り組むものとする。

地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らが課題克服による低コスト化、高付加価値化など経営体質の強化を目指し、さらに、個々の経営合理化の制約を地域ぐるみの協働の力で補うため、地域における話し合いを通じて、基幹的農業従事者、地域リーダー及び新規就農者などの人材を確保・育成するなど、農業者の主体的な地域農業への参画が重要である。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

本県農業において、担い手の高齢化や後継者不足等が深刻となるなか、技術と経営感覚に優れた若い担い手を確保・育成すること、リタイアする農業者の後継者を確保し、農業経営を円滑に継承していくことが大変重要となっている。

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農者数は、近年は80人程度で推移している。こうした中、国が掲げる「農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ」という目標を踏まえ、本県農業の持続的な発展に向け、新規就農者を年間120人以上確保することを目標とする。なお、中高年齢者について、他産業従事経験等を活かし多様な形で農業に関わる者についても、積極的に支援の対象とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県のお他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標（標準タイプ）の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の4に示したような目標を可能とする農業経営の指標を主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 農業経営の発展指標

【標準タイプ】[認定農業者：農業所得500万円]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稻+大麦+大豆 〈労働力〉 常時1.5人 臨雇289人日	〈作付面積等〉 水稻 17.4ha (うち直播 5.0ha) 大麦・大豆 11.6ha 〈経営面積〉 29.0ha	〈資本装備〉 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(60PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(6条側条) 1台 乾燥機(大豆兼用) 2台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 〈その他〉 ・集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。 ・大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。
主穀作 水稻+大麦+大豆 〈労働力〉 専従者1人 構成員17人	〈作付面積等〉 水稻 22.8ha 大麦・大豆 15.2ha 〈経営面積〉 38.0ha	〈資本装備〉 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(40PS級) 2台 コンバイン(4条) 2台 田植機(6条側条) 1台 乗用管理機 1台 フォークリフト(2t用) 1台 大麦播種機(8連) 1台 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 〈その他〉 ・集落内構成員の農地を集積し経営規模を拡大する。 ・大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。
園芸(施設野菜) 軟弱野菜 〈労働力〉 常時1.5人 臨雇1,124人日	〈作付面積等〉 こまつな 0.83ha 〈延べ作付面積〉 5.81ha	〈資本装備〉 農作業舎(120㎡) 1棟 ハウス(145坪) 17棟 トラクタ(20PS級) 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー 1台 保冷库 1台 他 〈その他〉 ・施設でこまつなを複数回栽培し周年出荷を行う。

営農類型	経営規模	生産方式
園芸(果樹) りんご <労働力> 常時 1.5人 臨雇117人日	<作付面積等> りんご 1.7ha <経営面積> 1.7ha	<資本装備> 作業場(120㎡) 1棟 トラクタ(20PS) 1式 乗用草刈り機(90cm) 1台 乗用運搬車 1台 スピードスプレーヤ(1,000ℓ) 共同利用 冷蔵庫 1台 他 <その他> ・複数のりんご品種による作期分散を行う。
畜産 酪農 <労働力> 常時1.5人 臨雇98人日	<作付面積等> 経産牛 50頭 飼料作物 延べ 8.9ha	<資本装備> 畜舎(600㎡) 1棟 堆肥舎(400㎡) 1棟 コンプリートフィーダ 1式 パイプラインミルクカー 1式 バルククーラ(2,000ℓ) 1台 自動給餌車 1台 飼料作物用装備 1式 トラクタ(85PS, 50PS) 共同利用 マニュアルレクタ、モアコンディショナ、 カッティングロールペイラ 等 他 <その他> ・牛群検定により牛群能力の向上を図る。 ・高能力牛の導入により遺伝的改良を図る。 ・子牛は後継牛として利用するほかヌレ子で販売する。 ・ロールベール体系によるイタリアン・トウモロコシ二毛作 体系を確立する。 ・コンプリートフィード、自動給餌による作業の省力化を図 る。
水稻+大麦+大豆 +白ねぎ <労働力> 常時2人 従業員1人 臨雇1,156人日 1戸で構成した株式 会社を想定	<作付面積等> 水稻 25.2ha (うち直播 8.4ha) 大麦・大豆 13.8ha 白ねぎ 3.0ha <経営面積> 42.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(60PS級) 1台 コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条施肥機付き) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 乾燥機 2台 全自動移植機 1台 収穫機 1台 根葉切り皮むき機 2台 自動結束機 1台 他 <その他> ・白ねぎは、機械化体系の整備により、低コスト・省力化栽培 に取り組む。 ・短葉性ねぎ及びハウスねぎの導入による作期幅の拡大によ り周年就業体制を確立する。

【発展タイプ】〔認定農業者：農業所得 1,000 万円〕

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稻(主食用米+飼料用米) <労働力> 常時 1人 臨雇644人日	<作付面積等> 主食用米 24.0ha 飼料用米 16.0ha <経営面積> 40.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 トラクタ(60PS級) 2台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(8条施肥機付き) 1台 ハイクリブームスプレーヤ 1台 ブームモア 1台 他
複合経営 水稻+大豆+園芸(花き・球根) <労働力> 常時2.5人 臨雇772人日	<作付面積等> 水稻 30.5ha 大豆 21.0ha チューリップ 球根 0.7ha <経営面積> 52.2ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 育苗ハウス(60坪) 2棟 トラクタ(75PS) 2台 トラクタ(55PS, 28PS) 1台 コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 乾燥機(50石) 3台 大豆コンバイン(4条) 1台 球根植込機 1台 球根コンテナ 1台 他
園芸(果樹) 日本なし <労働力> 常時1.5人 臨雇229人日	<作付面積等> 日本なし 2.0ha <経営面積> 2.0ha	<資本装備> 作業場(50㎡) 1棟 なし棚 200a スピードスプレーヤ(600ℓ) 共同利用 乗用草刈機(90cm) 1台 乗用運搬車 1台 他 <その他> ・複数品種を組み合わせた作期分散を図る。 ・市場出荷と直売を組み合わせる。
畜産 酪農 <労働力> 常時3.5人 臨雇445人日	<飼養頭数等> 経産牛 100頭 飼料作物 延べ 30ha	<資本装備> 畜舎 (1,200㎡) 1棟 堆肥舎 (600㎡) 1棟 コンプリートフィーダ 1式 パイプラインミルカー 1式 バルククーラ(3,000ℓ) 2台 自動給餌車 1台 飼料作物用装備 1式 トラクタ(85PS, 50PS) 各1台 マニュアルレッダ、モアコンディショナ、 カッティングロールペイラ 等 他 ・飼料を一部自給し、大規模化を図る。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業者	家族経営	・農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 ・複式簿記記帳による経営管理の実証 ・経営管理研修への積極的な参加 ・青色申告の実施 ・集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
	法人経営	・経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による財務管理の実施 ・高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施 ・労務管理の充実と雇用労働の確保 ・地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大	・給料制、休日制の導入 ・社会保険への加入による従事者の福利厚生の実施 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
集落営農組織		・複式簿記記帳による財務管理 ・リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理 ・経営管理研修への積極的な参画	・専従者を中心とした作業従事体系の確立 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
共通		・自然災害等に備え、適切なセーフティネットの加入や農業版BCP（事業継続計画書）を作成	

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の6の(2)に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稻+大麦+大豆 <労働力> 常時1人 臨雇224人日	<作付面積等> 水稻 12.3ha 大麦・大豆 8.2ha <経営面積> 20.5ha	<資本装備> 農作業舎(150m ²) 1棟 育苗ハウス(50坪) 3棟 トラクタ(30PS級) 1台 コンバイン(4条) 1台 田植機(6条側条) 1台 乾燥機(大豆兼用) 1台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(2条) 1台 他 <その他> ・就農する際は、継承する経営体の機械・施設を活用する。 ・国・県等の補助事業を活用した機械・施設の導入を図る。
園芸(施設野菜) 軟弱野菜 <労働力> 常時1人 臨雇280人日	<作付面積等> こまつな 0.28ha (年間7作) <延べ作付面積> 1.96ha	<資本装備> ハウス(50坪) 14棟 作業用ハウス(30坪) 1棟 トラクタ(20PS級) 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー 1台 保冷库 1台 他 <その他> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・就農する際には国・県等の補助事業を活用した機械・施設の導入を図る。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施

1 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

本県農業を担う農業者を確保・育成するため、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、富山県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」）を整備し、以下の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化(委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。)等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣
- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

支援センターの相談窓口については、経営関係に関しては一般社団法人富山県農業会議を「とやま農業経営・参入等促進センター」として、就農関係に関しては公益社団法人富山県農林水産公社を「富山県就農サポートセンター」として設置することとし、両者及び各農林振興センター、地域担い手育成支援協議会などの関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

支援センターの運営に当たっては、富山県農業経営課が指導・監督を行うとともに、公益社団法人富山県農林水産公社、一般社団法人富山県農業会議、県農林振興センター、とやま農業未来カレッジ、県農地中間管理機構、各農業者団体、県農業協同組合中央会、株式会社日本政策金融公庫などと相互に連携して農業を担う者のサポートを行うものとする。

富山県農業経営課は、支援センターの運営方針を定めることとし、関係機関と協議の上、適宜見直しを行うこととする。

2 関係機関との連携・役割分担の考え方

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

第1の6に示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を進める。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(ア) 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、ホームページ等で若者に向けて情報を発信するとともに、様々なメディアを活用したPR活動を行う。

また、県内外で定期的に就業相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

(イ) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者に対し、「とやま就農ナビ」による就農情報の提供をはじめ、地域や産地における就農相談、農業法人等の雇用就農先の紹介、農業体験、就農準備研修等による支援を行うほ

か、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供やマッチングを行う。

(ウ) 技術習得のための支援

就農希望者が本県の気候・地質などの営農条件に即した農業の基礎的知識や実践的技術を体系的に習得するためのカレッジにおける通年研修や、先進農家等での実践的な研修支援を行うこと等により、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

(エ) 県内の関係機関の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談を支援センターが行い、技術や経営ノウハウの習得についてはカレッジや先進農家、青年等就農計画の作成支援や就農後のフォローアップについては県農林振興センターや市町村、農業協同組合、先進農家等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(オ) その他の取組

小中高の各段階の児童・生徒が農業に興味・関心を持てるよう、教育機関、県、市町村、農協等の関係機関と連携し、農業体験学習や副読本の配布などの就農啓発活動を実施する。

農業高校生の就農を促すため、先進農家での農業研修や青年農業者との交流、スマート農業普及センターでの研修など農業者や関係機関・団体等と連携して実施する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

市町村が策定する地域計画に地域の中心的な経営体として位置づけられるよう支援するとともに、就農準備資金や経営開始資金、青年等就農資金、就農に際しての農業機械・施設等の整備に対する助成等の支援制度の積極的な活用、青年等就農計画の確実な実行のための県農林振興センターによる巡回指導や情報提供、県青年農業者協議会への参加誘導による交流機会の提供等により、農業への定着と安定的な経営体への発展を促進する。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・県農林振興センター・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術や経営等のフォローアップを行うなど重点的に指導等を行う。さらに当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(2) 認定農業者等の経営体の育成

第1の4に示す育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を達成するため、次の取組を進める。

認定農業者制度を地域農業の現場に一層普及定着させ、個別経営や法人経営の経営改善及び農業経営改善計画のフォローアップを推進するため、県段階及び市町村段階の総合的な窓口と

して県段階、市町村段階に担い手育成総合支援協議会等を設置する。

県担い手育成総合支援協議会は市町村担い手育成総合支援協議会等と連携して、認定農業者等育成すべき担い手の確保や、富山県農業経営サポートセンターを活用した相談活動への支援、経営改善のための情報収集・提供活動、農地所有適格法人の育成・運営指導等を行う活動を推進する。

市町村担い手育成総合支援協議会等は、経営支援を行うに当たっての基礎となる相談活動を行い、関係機関へ相談者等に関する情報の提供及び支援要請を適時適切に行うことにより、農業経営改善計画の作成支援、研修の企画等を実施する。なお、農業経営改善計画の期間が終了する農業者に対する新たな計画の作成支援・指導を促進する。女性農業者や農業後継者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図り、それらを通じた経営改善への取り組みを促進する。

カレッジにおける「農業経営塾」など、農業者向けの実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

(3) その他

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するため必要な事業については、各地域の特性をふまえて重点的、効果的な実施を図る。

資本装備等に対する支援については、担い手の発展段階に応じて積極的に講じ、認定農業者等の経営の確立を支援する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積等に関する目標は次のとおりである。

地域：県下全域

項 目	内 容	数値目標
農用地の利用集積及び面的集積	認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標	80%
	農用地の面的集積については、農地中間管理事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とする。	
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める農業経営体を認定農業者として育成する数の目標	1,700 経営体
法人経営体の育成	将来にわたり継続的かつ安定的に農業経営を営むため、農地の利用や経営資本等の権利主体となり得る法人経営体として育成する数の目標	880 法人 〔うち集落営農法人 490 法人〕

なお、これらの経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、用排水路、土地改良施設等の地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットが享受できるよう連携協力し健全なコミュニティの発展を図る。

また、生産性向上のため、ほ場の大区画化・汎用化及び集団化を図るとともに、水利施設、農道の整備とその適切な維持管理に努める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

第6 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、第5で示す目標を達成するため、

ア 地域における話し合いにより地域計画を作成し、個別経営、法人経営、集落営農組織等の育成すべき担い手を明確化することイ これら担い手への農地・農作業の集積を進める等の規模拡大や経営体質の強化をその発展段階に応じて促進することウ これらの担い手を支える基幹的な農業従事者や新規就農者など、人材の確保・育成を図ること

などを重点的に進める必要がある。

このため、県は、支援センターを核として新規就農者の確保・育成を図るとともに、関係各課、試験研究機関、農林振興センター等指導体制を整備し、県農業会議、県農業協同組合中央会、県農林水産公社、県土地改良事業団体連合会等関係団体で構成する富山県担い手育成総合支援協議会を設置すること等により相互に充分な連携を図るなか、農地中間管理機構による農地中間管理事業と、市町村段階、地域段階で実施される地域計画推進事業等をはじめとする農業経営基盤強化促進事業と密接な連携を図る。

(1) 地域計画推進事業

地域計画推進事業については、農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村は自然的条件等を考慮した区域ごとに農業者等による協議の場を設け、その協議の結果を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定めるものとされている。地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め地図に表示するとともに、農業委員会は市町村の求めを受けてその素案を作成し、農地中間管理機構に利用権の設定等を積極的に促すものとされている。

このため、以下のような取り組みを促進する。

ア 農地の所有と経営の分離という考え方や利用権設定制度の特長、農地中間管理機構の活用方法等の一層の普及啓発

イ 農用地利用改善団体の育成と、当該団体を中心とした地域における徹底した話し合いの促進

ウ 話し合いを通じ、個別経営、法人経営、集落営農組織など地域の核となる担い手の明確化

エ 育成すべき経営体の規模拡大への意向や高齢農家や兼業農家の経営継続に関する意向調査などの確実な実施

などにより効率的かつ合理的な農地利用や農作業の実施が図られるような集積となるよう努める。

(2) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、適当と認められる地縁的なまとまりのある地域を実施区域とするとされており、1～数集落からなる一定の地縁的なまとまりのある地域での話し合いを通じ、地域において育成すべき担い手として合意された経営体への農地・農作業の利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の活動を助長するとともに、農用地利用改善団体の設立が遅れている地域を中心に農用地利用改善団体の設立を推進する。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、農業を営む法人、集落営農組織等関係者の合意のもとに、特定農用地利用規程の作成を進め、地区内農用地の受け手となる経営体として特定農業法人及び特定農業団体の育成を図る。

なお、特定農業団体の育成にあたっては、認定農業者等の担い手と特定農業団体との間で農

用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう地域における話し合い活動の中で十分な調整が行われるよう関係者を指導する。

(3) 農地中間管理事業等

農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、県、市町村、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等関係機関で構成する連絡協議会を設置し、密接な連携・協力のもと、農地中間管理事業の推進を図る。また、地域計画に基づき、農地集積・集約化を促進することで、効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域農業の持続的な発展を進める。

(4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

担い手の経営規模拡大と地域農業の効率化を図るため、認定農業者、特定農業団体等が委託を受けて行う農作業の実施を促進する。

なお、農作業受委託の促進に当たっては、地域の実情や経営体の意向に基づき農作業受委託組織を育成する事業や農業協同組合によるあっせん等の活用を通じて、担い手による農作業の受託が効率的に行われるよう支援を行う。

(5) その他の事業

ほ場の大区画化を推進するため、ほ場整備事業等の積極的な導入を図る。さらに、農用地利用の集団化を図るため、集落段階での土地利用調整を推進し、ほ場整備を契機とした利用権の設定、農作業受委託の総合的推進等により、地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

今後とも守るべき農用地の維持管理などについては、担い手の確保が懸念される地域を中心として、企業等の多様な担い手による農業への新規参入などを促進する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人富山県農林水産公社は、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化に資する場合は、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する次の事業を行うことができるものとする。

- ① 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- ② 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- ③ 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- ④ 新たに農業経営を営もうとする者が農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う農業の技術又は経営方法を習得するための研修その他の事業